

令和7年7月1日

支出負担行為担当官  
防衛省大臣官房会計課  
会計管理官 平下 一三  
(公印省略)

## 公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

## 記

## 1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
X-140	予備自衛官等制度の認知度向上施策	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和8年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（総合評価落札方式、電子調達システム（政府電子調達（GEP S））対象案件）

3. 入札日時 令和7年8月26日（火）10：30

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。  
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。  
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。  
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。  
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、保有個人情報等の取扱いに関する特約条項

## 11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。  
(2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。  
(3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。  
(4) この一般競争（総合評価落札方式）に参加を希望するものは、応札資料作成要領に定める提出物を令和7年8月1日（金）12：00までに提出しなければならない。  
(5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年8月22日（金）までに、下記担当者必着分を有効とする。  
(6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。  
(7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を持参すること。  
受付時間 9：30～18：15（12：00～13：00までの間を除く）  
**また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。**

メールアドレス : naikyoku\_chotatsu\_mailmagazine@ext.mod.go.jp  
メール件名 : 「件名 : ○○○」 入札案内送信依頼  
添付ファイル : 資格審査結果通知書 (全省庁統一資格) の写し  
防衛省大臣官房会計課契約係 押川 電話 03-3268-3111 内線 20823

仕 様 書		
件 名	予備自衛官等制度の認知度向上施策	作成年月日 令和7年6月11日
		人事教育局人材育成課

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、予備自衛官等制度に関する認知度向上施策（以下「本認知度向上施策」という。）について規定する。

### 1.2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を構成するものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版を適用する。

なお、引用文書が定める事項がこの仕様書の内容と異なる場合は、この仕様書の内容が優先する。

- a) 「著作権法」（昭和45年法律第48号）
- b) 「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）
- c) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）
- d) 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和7年1月28日閣議決定）

## 2 役務の実施に関する要求

### 2.1 契約期間

契約日から令和8年3月31日までとする。

### 2.2 本認知度向上施策等の実施体制

#### 2.2.1 体制の確保等

契約相手方は、本認知度向上施策の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には事前に官側と協議すること。

- a) 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行中に知り得た情報の保全を確実に行うことができる者（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
- b) a)の業務従事者が、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- c) a)の業務従事者が他に携わる業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

- d) 官側から意見交換を求められた際は、それに対応できる態勢を確保すること。

### 2.2.2 第三者に係る取扱い

- a) 契約相手方は、この役務に第三者を従事させる必要がある場合には、あらかじめ、当該第三者の事業者名等を届け出た上で、官側の承認を得るものとし、当該者に契約相手方と同様の保全の約定をさせること。
- b) 契約相手方は、本契約の履行に当たり知り得た知識を第三者に漏えい又は他に転用しないこと。

## 2.3 本認知度向上施策の背景と目的

予備自衛官及び即応予備自衛官の低充足が続く中において、予備自衛官等（予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補をいう。以下同じ。）の安定的な確保及び充足向上は喫緊の課題となっている。このうち、主として予備自衛官未経験者を採用し、所定の教育訓練を経た後、予備自衛官として任用する予備自衛官補について、予備自衛官補（一般）の採用時の上限年齢を令和6年1月に「18歳以上34歳未満」から「18歳以上52歳未満」まで緩和するなど、制度見直しに取り組んできているが、4621人の員数に対して、現員は57.0%（令和5年度末時点）に留まっており、一層の人材獲得に向けた取り組みを促進する必要がある。他方で、予備自衛官等制度の周知に関して、これまではパンフレットの配布やHPでの制度説明などの手段に限られており、予備自衛官等を雇用する企業等の経営層や人事担当者、また、本制度をインターネット検索した者などに対する周知に留まっている。

これまで防衛省が実施してきた意識調査等においても、予備自衛官等の制度や活動に関する国民からの認知度向上の取り組みが十分に行われているとは言えないこと、予備自衛官補に志願し得る関心層（以下「募集関心層」という。）に対してもプッシュ型媒体による志願促進が十分に図れていないことが指摘されている。

これを受けて、本認知度向上施策において、まずは予備自衛官等制度に対する社会的な認知度向上に重点的に取り組むとともに、併せて予備自衛官補の募集関心層に対する志願促進のための発信を行い、予備自衛官等の安定的な確保及び充足向上に資することを目的とする。

## 2.4 本認知度向上施策の内容

### 2.4.1 本認知度向上施策のコンセプト

- a) 本認知度向上施策を通じ、予備自衛官等制度に対する国民からの認知拡大に重点的に取り組むと共に、募集関心層に対して予備自衛官補への志願促進を図る。
- b) 予備自衛官等制度に対する認知の拡大を目的とした施策は、幅広い年齢層を

訴求対象とする。この際、平素は企業等で勤務しながら、武力攻撃事態や災害等に招集され、自衛官として活動する予備自衛官等制度が存在することを端的に分かりやすく表現する。

- c) 予備自衛官補への志願促進を目的とした施策は、予備自衛官補の募集対象者（一般については18歳以上52歳未満、技能については18歳以上で技能区分に応じて53～55歳未満）を幅広く訴求対象としつつ、自衛官及び自衛官候補生との募集対象の重複を考慮して、特に33歳以上55歳未満の者を重点的に対象とする。この際、例えば、18歳以上33歳未満の対象者については、就職活動を控えた学生のうち体力に自信がある者、33歳以上55歳未満の対象者については、副業に関心を持ちつつ、地域や社会へ貢献したいという意欲がある者などターゲット層を明確にする。その上で、前者に対しては、就職や転職において社会貢献活動の実績や責任感・チームワークの素質をアピールする材料として予備自衛官等という選択肢があることを伝える一方で、後者に対しては、令和6年に実施した予備自衛官補（一般）の採用年齢の上限引き上げにより、多くの方が志願する要件を満たすこととなったことを周知しつつ、本業の傍らに副業として予備自衛官等の活動を通して社会に貢献する意義を強調するなど、ターゲット層に応じて訴求力のある発信内容とする。併せて、予備自衛官等の処遇改善策の内容についても端的に表現する。加えて、予備自衛官補募集の受付期間（例年、第1回については1月から4月、第2回については5月から9月）を念頭に置いた発信を行う。

#### 2.4.2 本認知度向上施策の要求事項

本認知度向上施策においては、以下の事項を実施する。

##### a) 予備自衛官等の訓練等の撮影

2.4.2 b)及び2.4.2 c)や今後の防衛省・自衛隊における広報コンテンツ作成の資とするため、予備自衛官等が招集訓練等や平素の勤務先において活動する様子を動画及び写真として撮影する。この際、予備自衛官等として多様な知識・技能や背景を持った人材が活動している様子や、予備自衛官補については、教育訓練を経て、予備自衛官として必要な知識や技能を習得していく様子など予備自衛官等として活動することの魅力が伝わる動画や写真となるように留意する。なお、撮影の実施にあたり、当該撮影の内容、撮影対象の選定及び実施の時期については、官側と協議の上、個別実施計画書を作成する。

##### b) 広告動画制作

###### ア 企画書の提出

契約相手方は、2.4.1のコンセプトに合致するよう、企画、構成、演出

等を含んだ企画書を提出し、官側の上承を得ること。

#### イ 広告動画の時間及び本数

契約相手方は、予備自衛官等制度に対する認知の拡大及び予備自衛官補への志願促進というそれぞれの目的を達成するため、動画の時間及び本数について、官側の上承を得た上で、広告動画を作成すること。また、配信媒体に応じた適切なサイズに合わせて、当該デザインを基調とした広告動画を制作すること。

#### ウ 広告動画編集

契約相手方は 2.4.2 b) アの企画書により、2.4.2 a) で撮影した素材や官側から提供される素材、契約相手方が保有若しくは購入する又は権利フリーの画像、SE、BGM及び動画等を基に編集を行うこと。

#### エ 広告動画制作に必要な素材

契約相手方が、官側が保有する画像又は動画を素材に使用したい場合は、官側が素材の選定をするために必要な情報を申し入れることとし、官側は適当と認めた範囲で提供する。

#### オ ナレーション

契約相手方は、制作する広告動画に必要なに応じてナレーションを入れること。ナレーションを入れる際は、ナレーターにより読み上げたものを基本とし、読み上げる内容について官側と事前に調整すること。

#### カ テロップ

契約相手方は、制作する広告動画に必要なに応じてテロップを付けること。テロップを付ける際は、内容について事前に官側と調整すること。

#### キ SE及びBGM

契約相手方は、制作する広告動画に必要なに応じてSE及びBGMを準備するものとし、BGM使用に伴う著作権等の諸手続きを行うこと。

#### ク CG

契約相手方は、制作する広告動画に必要なに応じてCGを作成し、演出を加えること。

#### ケ フォント

契約相手方は、制作する広告動画にデザインフォントを使用すること。

#### コ 校正

契約相手方は、制作する広告動画の完成までに官側による内容の確認及び修正指示の機会を2回以上設けるものとする。

#### サ 納品

契約相手方は、完成した広告動画については、データで納品すること。

#### シ データサイズ

契約相手方が制作する広告動画は、1920\*1080 ピクセル（MP4 データ）とし、契約相手方の用意した、官側が受け取り可能なアップローダーよりダウンロード納品とする。

**c) 広告バナー制作**

**ア 広告バナーのデザイン案の提出**

契約相手方は、2.4.1 のコンセプトに合致するよう、構成、色調、文面等を官側と調整し、デザイン案を官側に提出し、広告バナーのデザインの方向性について選定を得ること。

**イ 制作数**

契約相手方は、予備自衛官等制度に対する認知の拡大及び予備自衛官補への志願促進というそれぞれの目的を達成するため、制作数について、官側の了承を得た上で、広告バナーを作成すること。また、配信媒体に応じた適切なサイズに合わせて、当該デザインを基調とした広告バナーを制作すること。

**ウ 編集**

契約相手方は、2.4.2 c) アで選定されたデザインについて、画像を使用する場合、官側の提供する画像及び契約相手方が保有若しくは購入する又は権利フリーの画像等を基に編集を行うこと。

**エ 官側が保有する画像の使用**

契約相手方は、必要に応じ広告バナーに使用したい画像を選定し、官側に申し入れることとし、官側はこの申し入れに基づき、適当と認めた範囲で画像を提供する。

**オ フォント**

契約相手方は、デザインフォントを使用すること。

**カ 校正**

契約相手方は、広告バナーの完成までに官側による内容の確認及び修正指示の機会を2回以上設けるものとする。

**キ 納品**

契約相手方は、完成した広告バナーについて、契約相手方が用意した官側が受け取り可能なアップローダーよりダウンロード納品とする。

**d) 広告運用**

**ア 全般**

広告運用の実施にあたり、契約相手方は、官側と協議した運用開始から十分な時間的余裕をもって、運用の内容、運用に当たっての数値目標及び実施の時期について、官側と協議の上、個別実施計画書を作成する。

**イ 広告動画の運用**

契約相手方は、2.4.2 b) において完成した広告動画について、契約相手方が動画投稿サイト等で作成したアカウントにおいてバンパー広告として運用を行うものとする。

ウ 広告バナーの運用

契約相手方は、2.4.2 c) において完成した広告バナーについて、検索サイト等を通じて、バナー広告として運用を行うものとする。

エ リスティング広告の運用

契約相手方は、検索サイト等を通じて、リスティング広告を行うものとする。

オ 広告運用前後のアンケート調査等の実施

契約相手方は、予備自衛官等制度に対する国民からの認知度について、広告運用の実施前後に、アンケート調査等を実施し、広告運用による認知度向上の効果について官側へ通報する。実施の要領について、細部は官側との調整による。

カ 定期的な広告運用の効果測定及び分析結果の通報

契約相手方は、広告運用中、週1回を基準としつつ、官側の要求に応じて適宜、広告効果測定、分析結果及び運用方法の改善状況を官側に通報するものとする。また、この際通報する内容は下表の6種類の項目を網羅するとともに、細部は官側との調整による。

	通報する内容	略語
1	広告表示回数	Imp
2	広告表示回数に対して要した費用	CPM
3	表示された広告がクリックされた回数	Clicks
4	広告表示回数に対して広告がクリックされた回数の割合	CTR
5	1クリックを集めるのに要した平均費用	CPC
6	各通報期間内の総広告費用	TC

キ 広告のリンク設定

契約相手方は、広告のリンク先として官側が指定するURLを設定するものとする。

ク 使用する配信媒体に係る留意点

契約相手方が、広告運用に使用する媒体については、様々なリスクを十分に踏まえ、官側の承認を得た上で使用すること。

e) 予備自衛官等制度の説明動画制作

ア 企画書の提出

契約相手方は、2.4.1 b) のコンセプトに合致しつつ、地方協力本部が募

集対象者や予備自衛官等を雇用する企業に対して、予備自衛官等制度の概要を説明する際に活用できる動画について、企画、構成、演出等を含んだ企画書を提出し、官側の了承を得ること。

#### イ 説明動画の時間及び本数

契約相手方は、180秒以内の説明動画をアスペクト比16：9にて制作すること。本数は、①全般説明、②予備自衛官に係る説明、③即応予備自衛官に係る説明、④予備自衛補に係る説明の4本を基準とするが、細部は官側との調整による。

#### ウ 説明動画編集

契約相手方は2.4.2 e) アの企画書により、2.4.2 a)で撮影した素材や官側から提供される素材、契約相手方が保有若しくは購入する又は権利フリーの画像、SE、BGM及び動画等を基に編集を行うこと。

#### エ 説明動画制作に必要な素材

契約相手方が、官側が保有する画像又は動画を素材に使用したい場合は、官側が素材の選定をするために必要な情報を申し入れることとし、官側は適当と認めた範囲で提供する。

#### オ ナレーション

契約相手方は、制作する説明動画に必要に応じてナレーションを入れること。ナレーションを入れる際は、ナレーターにより読み上げたものを基本とし、読み上げる内容について官側と事前に調整すること。

#### カ テロップ

契約相手方は、制作する説明動画に必要に応じてテロップを付けること。テロップを付ける際は、内容について事前に官側と調整すること。

#### キ SE及びBGM

契約相手方は、制作する説明動画に必要に応じてSE及びBGMを準備するものとし、BGM使用に伴う著作権等の諸手続きを行うこと。

#### ク CG

契約相手方は、制作する説明動画に必要に応じてCGを作成し、演出を加えること。

#### ケ フォント

契約相手方は、制作する説明動画にデザインフォントを使用すること。

#### コ 校正

契約相手方は、制作する説明動画の完成までに官側による内容の確認及び修正指示の機会を2回以上設けるものとする。

#### サ 納品

契約相手方は、完成した説明動画については、データで納品すること。

## シ データサイズ

契約相手方が制作する説明動画は、1920\*1080 ピクセル（MP4 データ）とし、契約相手方の用意した、官側が受け取り可能なアップローダーよりダウンロード納品とする。

### f) **認知度向上施策の分析並びにランディングページのビジュアル作成や技術支援を含む官側が必要とする広報ツール作成の支援**

契約相手方は、官側の求めに応じて、2.4.2 a)から2.4.2 e)において実施した各施策の効果測定及び結果分析並びに今後の認知度向上施策に対する提案を行う。

また、契約相手方は、広告のリンク先として官側が指定する防衛省・自衛隊のホームページについて、広告のコンセプトに合致したビジュアルを制作すると共に、防衛省・自衛隊がデータ等をアップロードする際及びページ閲覧数やページ内平均滞在時間等の評価指標を測定する際には、契約期間を通じて技術的な支援を行うことができる体制を保持すること。

その他**予備自衛官等制度の認知度向上施策**に係る事項について、契約相手方は、契約額の範囲内で、官側が必要に応じて求める広報ツール等の作成又はそれに付随する支援を行う。その具体的事項については、都度、官側から契約相手方に対して指示する。

## 3 実施要領

### 3.1 体制表の作成

契約相手方は、官側と調整の上、本認知度向上施策等に係る業務従事者を記載した体制表を作成し、官側へ提出すること。なお、本認知度向上施策等に係る業務従事者に変更が生じた場合は、当該業務従事者が本認知度向上施策等の業務に従事する前に変更した体制表を官側へ提出する。

### 3.2 実施計画書の作成

契約相手方は、官側と調整の上、契約後速やかに本認知度向上施策等に係る全体の実施計画書を作成し、官側に提出すること。なお、2.4.2 a)及び2.4.2 d)に基づき作成する個別実施計画書については、それぞれを開始する10日営業日前を基準として、官側に提出する。

### 3.3 官側への定期報告等

契約相手方は、官側と調整の上、実施内容等について毎週1回を基準として、官側に本認知度向上施策の進捗等を報告し、指示を受けること。また、その他官側から参加を要請された会議へ参加すること。

### 3.4 成果報告書の作成

契約相手方は、官側と調整の上、本認知度向上施策の成果を取りまとめた成

果報告書を日本語で作成すること。また、成果報告書において、日本語以外の資料を引用する場合には、日本語訳を付けること。

### 3.5 報告会の実施

契約相手方は、官側と調整の上、本認知度向上施策に関する中間報告会及び最終報告会を実施すること。細部の日程は官側との協議による。

### 3.6 定期報告や報告会における資料の作成

契約相手方は、定期報告や報告会等における会議資料を作成し、また、必要に応じて会議録を作成し、官側に提供すること。

## 4 提出書類等

### 4.1 提出書類等

契約相手方は、表 1 に示す提出書類等を防衛省人事教育局人材育成課に提出すること。

表 1 提出書類等

番号	名称	提出時期	媒体
1	体制表	契約後速やかに	電子媒体
2	実施計画書	契約後速やかに	電子媒体
3	個別実施計画表	開始する10日営業日前 (基準)	電子媒体
4	定期報告書	定期報告の都度	電子媒体
5	議事録	定期報告及び報告会后速 やかに	電子媒体
6	中間報告書	報告会時	電子媒体
7	成果報告書	契約納期まで	電子媒体
8	訓練等の撮影動画及び写真	官側との協議による	電子媒体
9	広告動画	官側との協議による	電子媒体
10	広告バナー	官側との協議による	電子媒体
11	説明動画	官側との協議による	電子媒体
12	ランディングページのビジュアル	官側との協議による	電子媒体
13	その他広報ツール（官側が必要とする場合の	官側との協議による	電子媒体

	み)		
--	----	--	--

※ 提出書類等のうち1から7までについては、Microsoft Office (Word 又は Power Point) を用いて作成し、作成したファイルをPDFファイルとしたものと合わせ、提出すること。

※ 番号1から4の提出書類について、提出書類の内容に変更が生じた場合は、変更が生じた都度速やかに官側に提出すること。

#### 4.2 提出場所

東京都新宿区市谷本村町5-1 防衛省人事教育局人材育成課

#### 5 著作権等

著作権その他の権利は、別紙のとおり取り扱うこと。

#### 6 その他

##### 6.1 提案内容に関する準拠性

本認知度向上施策の実施に当たっては、本仕様書のほか契約相手方が調達時に提案した事項を実施すること。

##### 6.2 検査

検査は、この仕様書に基づき支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

##### 6.3 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の遵守

本調達物品等は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和7年1月28日閣議決定）の基準を満たすものであること。また、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

##### 6.4 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及びこれに基づく規則等を遵守すること。

##### 6.5 疑義事項

この仕様書の内容について疑義を生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

##### 6.6 仕様書に定めのない事項

この仕様書に定めのない事項について、官側から契約相手方に対し、要望があった場合には、官側と契約相手方との協議の上、必要に応じて契約相手方からの支援を受けられるものとする。

##### 6.7 資料の貸与

契約相手方は、本役務の実施にあたり必要な官側の保有する資料等について、官側の許可を得た上で、閲覧又は貸与を受けることができる。官側が保有する資料の閲覧又は貸与を受ける場合は、取扱いに留意し、法令及び関連規則に従

い、官側が指定する条件を遵守すること。

## 著作権その他の権利

- 1 契約相手方は、提出書類等を作成する場合は、第三者が有する著作権等を侵害することのないよう、必要な処置を講ずること。
- 2 この契約において作成した提出書類等が第三者の権利を侵害しているとして、官側に対して、第三者が何らかの請求・主張を行ったときには、契約相手方が自己の費用にて当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用、その他の費用を含む損害賠償責任は全て契約相手方が負担すること。
- 3 この契約において創作され納入物となる提出書類等の著作物において著作権等が発生する場合、その権利は次によること。ただし、官側は納入された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲において、翻案、複製及び貸与することができる。
  - (1) 契約相手方が従来から有していた著作権等は、契約相手方に留保される（以下「留保著作権等」という。）。
  - (2) 契約相手方は、この契約で新たに契約相手方が著作した提出書類等の著作権を官側に譲渡することとし、提出書類等の納入時に**属紙第1**「提出書類等に関する著作権譲渡証明書」を作成し、提出すること。
  - (3) 契約相手方は、提出書類及び納入品に関し、著作権法に規定する著作人権を行使しないこととし、提出書類等の納入時に**属紙第2**「提出書類等に関する著作人権不行使証書」を作成し、提出すること。
  - (4) 契約相手方は、提出書類等に関する著作権等の留保を主張する場合は「提出書類等に関する著作権譲渡証明書」の附属書として**属紙第3**「提出書類等に関する留保著作権等内訳書」を作成し、提出すること。契約相手方は、提出後速やかに留保部分について官側と協議を行った上で、確認を受けること。また、確認を受けた留保部分に関する詳細資料を官側に提出すること。
- 4 契約相手方は、著作権等の帰属等に関し疑義が発生した場合は、その都度官側と協議して解決すること。また、協議において取決めを行った場合、契約相手方は、取り決めた文書を速やかに官側に提出し、確認を受けること。

提出書類等に関する著作権譲渡証明書

令和 年 月 日

甲

殿

乙 住 所  
会 社 名  
代 表 者 名

統制番号 (調達要求番号)			
品名			
契約金額		納入先部隊等名 (納入場所)	
数量・単位			
単価		契約番号及び年月日	

乙は、上記契約により作成した提出書類等に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）を令和 年 月 日に甲に対して譲渡したことに相違ありませんので、本証明書を提出いたします。ただし、甲及び乙の協議の下、乙への留保が認められた著作権は除くものといたします。

提出書類等に関する著作者人格権不行使証書

令和 年 月 日

甲

殿

乙 住 所  
会 社 名  
代 表 者 名

統制番号 (調達要求番号)			
品名			
契約金額		納入先部隊等名 (納入場所)	
数量・単位			
単価		契約番号及び年月日	

乙は、上記契約により作成した提出書類等に関する著作者人格権（著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条に定める全ての権利を含む。）を行使しないことを約束し、本証書を提出いたします。

なお、著作者人格権を行使しようとする場合には、甲の承認を得るものとします。

附属書

提出書類等に関する留保著作権等内訳書

提出書類等に関する著作権譲渡証明書のただし書により，乙に留保される著作権等の内訳は，次のとおりです。

<p>該当範囲</p>	
<p>該当箇所</p>	
<p>理由</p>	